

京都市敬老乗車証条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第102号

京都市敬老乗車証条例施行規則の一部を改正する規則

京都市敬老乗車証条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次の1号を加える。

(9) 彌榮自動車株式会社

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)